

港区バリアフリー
交通安全特定事業計画
赤坂駅周辺地区

令和4年3月
東京都公安委員会

**港区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「赤坂駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、港区バリアフリー基本構想に即して、赤坂駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設		
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設	
1	一般国道 246 号	青山通り	港区赤坂 3 丁目 1 番先 から 港区南青山 1 丁目 1 番先 まで	東京メトロ 赤坂駅 青山一丁目駅 赤坂見附駅 溜池山王駅	赤坂地区総合支所、赤坂区民センター、高橋是清翁記念公園、赤坂郵便局、健康増進センター（ヘルシーナ）、シティハイツ赤坂	
2	主要地方道 環状三号線 (第 319 号)	外苑東通り	港区南青山 1 丁目 3 番先 から 港区南青山 1 丁目 1 番先 まで		赤坂図書館、南青山保育園、山王病院	
3	特例都道 外濠環状線 (第 405 号)、 一般国道 246 号	外堀通り他	港区元赤坂 1 丁目 1 番先 から 港区元赤坂 1 丁目 2 番先 まで		赤坂見附前田病院	
4	特例都道 外濠環状線 (第 405 号)	外堀通り	港区赤坂 2 丁目 3 番先 から 千代田区永田町 2 丁目 14 番先 まで			
5	特例都道 赤坂杉並線 (第 413 号)		港区赤坂 2 丁目 5 番先 から 港区赤坂 8 丁目 13 番先 まで		赤坂小学校、赤坂小学校屋内プール、赤坂中学校、桑田記念児童遊園	
6	特別区道 第 1041 号線	一ツ木通り	港区赤坂 4 丁目 1 番先 から 港区赤坂 3 丁目 13 番先 まで		都営地下鉄 青山一丁目駅	
7	特別区道 第 1041 号線、 第 607 号線		港区赤坂 2 丁目 14 番先 から 港区赤坂 6 丁目 6 番先 まで			氷川公園、特別養護老人ホーム（サン・サン赤坂）、高齢者在宅サービスセンター（サン・サン赤坂）、赤坂子ども中高生プラザ（プラザ赤坂なんでも）、氷川武道場
8	特別区道 第 1042 号線		港区赤坂 4 丁目 18 番先 から 港区赤坂 7 丁目 9 番先 まで			一ツ木公園、赤坂保育園
9	特別区道 第 1042 号線		港区赤坂 6 丁目 13 番先 から 港区赤坂 6 丁目 19 番先 まで			檜町公園

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	特別区道 第 869 号線		港区赤坂 2 丁目 14 番先 から 港区赤坂 2 丁目 9 番先 まで	東京メトロ 赤坂駅 青山一丁目駅 赤坂見附駅 溜池山王駅 都営地下鉄 青山一丁目駅	
11	特別区道 第 870 号線	円通寺通り	港区赤坂 4 丁目 3 番先 から 港区赤坂 5 丁目 2 番 まで		シティハイツーツ木、 円通寺坂公園
12	特別区道 第 874 号線		港区赤坂 7 丁目 11 番先 から 港区赤坂 8 丁目 13 番先 まで		
13	特別区道 第 604 号線、 第 871 号線		港区赤坂 6 丁目 3 番先 から 港区赤坂 6 丁目 4 番先 まで		赤坂いきいきプラザ

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
5	特例都道赤坂杉並線 (第 413 号)	信号機の改良 (音響機能の整備)	令和 4 ~ 7 年度
7	特別区道 第 1041 号線、第 607 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上
8	特別区道第 1042 号線	信号機の改良 (音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備 (注 1) 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法 駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 4 ~ 7 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

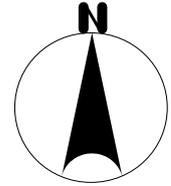
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

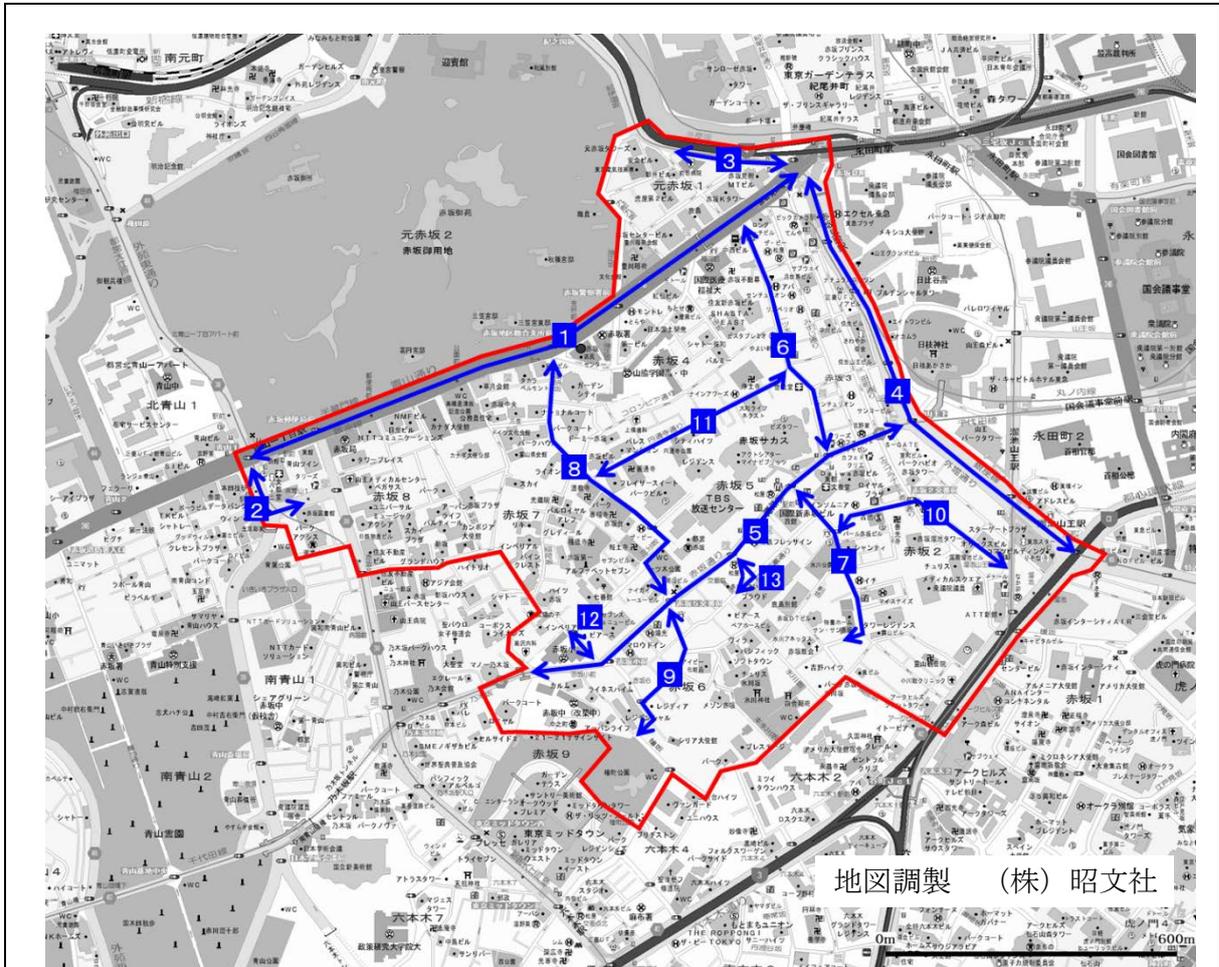
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	港区
重点整備地区名	赤坂駅周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)